

◇大阪市公会堂条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市中心公会堂の指定管理者である連合体の構成員に変更が生じる場合の指定管理者の指定に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和8年3月2日）から施行することにしました。

（経済戦略局文化部文化課）